

静岡県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙事務取扱規程（平成12年静岡県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式その1及びその2を次のように改める。

第13号様式(第20条関係)

その1（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補届出の告示）

告示

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、静岡県第何区において、候補者として次のとおり届出があった。

年 月 日

衆議院小選挙区選出議員選挙静岡県第何区選挙長 氏 名

届出受理番号	届出年月日	候補者届出政党の名称	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住所	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス

備考

- 「候補者届出政党の名称」の欄には、法第86条第1項の規定により候補者を届け出た候補者届出政党の名称を記載することとし、本人届出については「(本人届出)」、推薦届出については「(推薦届出)」と記載すること。
- 「候補者氏名」の欄には、(1)通称又は仮名書きによる届出があった場合は、必ずその通称又は仮名書きの氏名のみを記載し、(2)振り仮名(仮名書きの部分を除く。)を必ず付すこと。
- 同一の名称の候補者届出政党が2以上ある場合においては、「候補者届出政党の名称」の欄の次に、本部の所在地その他の同一の名称の候補者届出政党を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。
- 「住所」の欄には、市区町名までを記載すること。

その2（衆議院議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出の告示）

告示

年 月 日執行の何選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

年 月 日

何選挙長 氏 名

届出受理番号	届出年月日	届出の別	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス

備考

- 1 「届出の別」欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。
- 2 「候補者氏名」の欄には、(1)通称又は仮名書きによる届出があった場合は、必ずその通称又は仮名書きの氏名のみを記載し、(2)振り仮名(仮名書きの部分を除く。)を必ず付すこと。
- 3 「住所」の欄には、市区町名までを記載すること。
- 4 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、公職選挙法施行令第89条第4項の規定による略称を「(略称)何々」と記載すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。